

議員提出議案第1号

鳥取県議会情報公開条例の一部を改正する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

平成29年3月23日

安田優子 伊藤保

坂野経三郎 森雅幹

福田俊史 上村忠史

内田博長 浜崎晋一

前田八壽彦 広谷直樹

澤紀男

鳥取県議会情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公文書の開示義務) 第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 (1) 法令 <u>若しくは条例</u> （以下「法令等」という。）又は会議規則の規定により、公にすることができない情報 (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、 <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日</u> その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア～エ 略 (3)～(9) 略	(公文書の開示義務) 第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 (1) 法令 <u>又は条例</u> （以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができない情報 (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、 <u>特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの</u> 。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア～エ 略 (3)～(9) 略

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第8条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。